服務管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 阿倍野高等学校 | 人間ドックの受診等に係る職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 承認日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | 免除願の理由 | | Ａ | 令和７年３月28日 | 午前８時25分から  午前10時25分まで | 人間ドックの検査の結果、要治療だったので診察・検査を受診 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職務に専念する義務の特例に関する条例】  (職務に専念する義務の免除)  第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。  二　厚生に関する計画の実施に参加する場合  【職務専念義務の免除手続きについて（通知）（平成23年12月12日　教職員室教職員人事課長）】  １ 所属教職員に対する周知事項  (1) 健康管理事業に係る職務専念義務免除の申請は、当該事業を受診するために必要な範囲で行うこと。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年５月19日）